

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 南区区政推進課企画調整係 担当者名 <small>ふりがな</small> 今井 <small>いまい</small> 杏 <small>あんず</small> 電 話 341-1232
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 令和6年度南区区民意識調査業務委託

2 履 行 場 所 南区区政推進課

3 履行期間 期間 令和6年4月1日から令和6年11月29日まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

令和6年度南区区民意識調査業務委託 仕様書

1 調査の趣旨

本仕様書は、南区区民意識調査業務委託業務についての仕様を定めるものとする。

本意識調査は、区民ニーズを的確に把握し、各事業の効果測定として使用できる指標を得るとともに、今後の施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査概要

- (1) 対象者 南区内在住18歳以上の男女3,000人（うち外国人150人）
- (2) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出（委託者にて抽出）
- (3) 調査方法 郵送配布、郵送・インターネット回収、お礼兼督促はがき1回
- (4) 回答方式 無記名、選択式（一部記入式）
- (5) 調査期間 令和6年5月上旬～6月上旬
- (6) 項目数 60項目（90問程度）

3 委託業務内容

受託者は、区民意識調査実施に係る事項について業務を担う。

(1) 調査票の作成

委託者が作成する調査票の文章案について、内容や形式、実施方法など、適宜受託経験に基づく技術的助言を行い、調査票として適切にレイアウトし、完成させる。

なお、すべての調査票には、横浜市電子申請・届出システム（委託者がインターネット上に用意するアンケートフォーム）による回答者との重複を避けるため、受託者が委託者の指示に基づき整理番号を付番し、印刷を行う。

【仕様】

調査対象者	日本人回答者	外国人回答者 (英訳版とルビ付き版それぞれ封入)	
調査票種類	通常版	英訳版	ルビ付き版
数量（予備含む）	2,870部	160部	160部
ページ数	A4 20ページ程度 ※設問数により前後		
規格	一色刷り（黒）、上質再生紙 70kg 以上		
デザイン	A3 5枚程度を中綴じ加工（ホチキス止め）		

(2) 調査票の発送準備・発送

受託者は、送付用封筒に、調査票と返信用封筒の封入・封緘、委託者より提供する宛名ラベルの貼付等、発送準備を行い、委託者に納品する。調査票の発送業務及び郵送料の負担は、委託者が行う。

なお、送付用封筒及び返信用封筒の作成・印刷は委託者にて行い、受託者へ提供する。

発送時期は令和6年5月上旬、回収時期は同年6月上旬を予定とする。詳細日程は委託者と別途打合せの上決定する。

【参考・封筒仕様】

封筒種類	送付用封筒	返信用封筒
数量	各 3,000 枚	
規格	角形 2 号封筒 片面一色刷り（黒）	長形 3 号封筒 片面一色刷り（黒）
デザイン	中貼又はスミ貼、糊あり	

(3) お礼兼督促はがきの作成・発送

受託者は委託者と打ち合わせの上、お礼兼督促はがきを作成・印刷する。はがきには「料金後納郵便」等、指定の黒色の表示を刷り込むこと。

受託者は、委託者より提供する宛名ラベルを貼付の上、委託者に納品する。使用するはがきの提供及び郵送料の負担は、委託者が行う。

発送時期は令和6年5月下旬を予定とするが、詳細日程は委託者と別途打合せの上決定する。

(4) 返送された調査票（回答票）等の確認事務

委託者宛に返送された調査票（回答票）は、委託者が開封し、回答票のみを適宜受託者に提供する。提供方法は、適宜委託者・受託者間で調整する。（郵送等による送付の場合、その郵送料は委託者が負担する。）

本調査は、同封の返送用封筒を使用した郵送（委託者宛）による回答又は委託者がインターネット上に用意するアンケートフォーム（横浜市電子申請・届出システム）を使用したスマートフォン等による回答から、回答者が選択して回答することができる仕組みとする。

アンケートフォームの運営は委託者にて施行する。アンケートフォームの回答データは、適宜委託者から受託者にマイクロソフト社Excel形式で提供する。受託者は、郵送による回答票と整理番号を突合し、重複が無いか等、確認する。郵送回答分と重複する整理番号及び存在しない整理番号が記載されている回答データは、集計の対象外とする。

(5) 統計処理

回収した調査票は、単純集計、クロス集計及びおおむね連合自治会町内会エリアを

「地域」とした地域別集計を行う。自由記述は、分類ごとに集計する。

集計は、随時委託者と方法を相談しながら行うこととし、単純集計の結果については、調査票の回答締切日から1カ月以内に委託者に提出する。その他の集計・分析については、随時委託者に提出する。

4 個票について

(1) 個票の入力

「回収した調査票を基に全設問の個票入力データ（全回答者の回答一覧）及び、委託者が指定する設問の順に合わせた入力データ（90問程度の設問項目の全回答者回答一覧）を作成する。入力するファイルの様式は、事前に委託者の了解を得ることとする。

(2) 個票入力データ

CSV形式

(3) 提出のタイミング

個票データが作成でき次第、直ちに納品すること。

5 報告書等の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 報告書等の種類、納品方法

受託者は、委託者と協議しながら次の報告書等を作成し、指定の期限までに横浜市南区総務部区政推進課に納品すること。

ア 概要版

令和6年度南区区民意識調査報告書概要版（A4 10ページ程度）

イ 冊子版

令和6年度南区区民意識調査報告書（A4 50～100ページ）

ウ 区民意識調査集計・分析結果

区民意識調査単純集計、クロス集計及び地域別集計の結果

エ オープンデータ用単純集計・クロス集計結果データ

別紙「横浜市オープンデータの推進に関する指針」に基づき、機械判読に適したデータ構造により納品すること。詳細は、委託者と協議して決定する。

オ 納品期限・方法

令和6年11月29日までに、ア及びイはマイクロソフト社Powerpoint形式又はWord形式、ウ及びエはマイクロソフト社Excel形式、PDF形式及びCSV形式のデータで作成し、CD-ROM等にデータを収録の上、納品する。

(2) 報告書等に関する問い合わせ対応等

報告書等の納品後においても、受託者は委託者の求めに応じて必要な分析・助言等を行うこと。

6 成果品の著作権

成果品の著作権は全て委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承認を受けずに成果品を使用又は公表をしてはならない。

7 責任の範囲

業務終了後、本仕様書で示す業務範囲において、受託者の過失による錯誤等が発見された場合は、受託者が速やかに訂正する。これに要する経費は受託者が負担する。

8 その他

(1) 受託者は、業務の履行にあたり、「委託契約約款」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 本業務を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、目的外への利用、公表前の発表をしてはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 仕様書に明示されていない事項でも、本委託業務遂行上に当然必要な事項については、適宜、委託者の指示を受けるとともに、すべて受託者の負担により行わなければならない。

(4) 業務遂行上、軽微な数量及び仕様書の変更が生じても経費の変更は行わない。

(5) 業務の進捗状況については、委託者に適宜連絡し、必要に応じて関係者による打合せを行い、報告すること。

(6) その他本委託について疑義が生じた時は、随時委託者と協議の上、指示に従うこと。

横浜市オープンデータの推進に関する指針

平成 26 年 3 月策定
令和元年 6 月改定
令和 4 年 9 月改定

横浜市政策局政策課

横浜市オープンデータの推進に関する指針（以下「本指針」という。）は、本市が保有する公共データは市民等と共有し活用できる重要な資産であるとの考えに基づき、本市の保有する公共データのオープンデータとしての公開及び活用促進に取り組む上での基本的な考え方を示すものである。

本指針は、政府が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、平成26年3月に策定した。

その後、以下のとおり改定を行っている。

令和元年6月改定

政府においては、平成28年12月14日に「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、同法の規定に基づき平成29年5月30日に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定、「オープンデータ基本指針」が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において決定された。

これを受け、本市では平成29年3月に「横浜市官民データ活用推進基本条例」を制定、平成30年5月に同条例に基づく「横浜市官民データ活用推進計画」を策定し、それらの趣旨を踏まえた改定を行った。

令和4年9月改定

政府による「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定（令和3年6月）、「オープンデータ基本指針」の改定（令和3年6月）の趣旨を踏まえた改定を行った。

1 オープンデータを推進する意義

(1) 公共データの共有及び協働による地域課題の解決

本市が保有する公共データの公開により、行政と市民、民間団体等との対話や協働による本市の地域課題の解決に貢献する。

(2) 横浜経済の活性化

市内で活動する企業やNPO法人等が、オープンデータとして公開された公共データを市場経済の幅広い段階で活用することで、民間においても市民ニーズに合わせた適切なサービスが提供されることなどが期待される。さらに、本市ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネスやサービスが創出され、横浜経済の活性化及び市内中小企業の振興に寄与する。

(3) 行政における業務の高度化・効率化

本市が保有する公共データの公開により、データを重視した政策形成が行われることが促進され、業務の高度化が図られ、更に、業務の効率化及び市民の利便性向上が図られる。

(4) 行政の透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

2 オープンデータの定義

本指針におけるオープンデータとは、本市が保有しインターネット等を通じて公開された公共データのうち、誰もが容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次の全ての項目に該当するものをいう。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

3 適用範囲

本指針は、横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号）第 1 条に掲げる統括本部及び局、区役所、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局に適用する。

4 オープンデータの公開に関する基本的ルール

(1) オープンデータとして公開する対象

本市が保有する公共データのうち、市民生活の向上、経済の活性化等に資することが期待されるデータについて、公開による効果や費用について十分に考慮しながら、本市ウェブサイトや報告書等で公表しているものなど可能なものから、オープンデータとしての公開の取組を進める。

特に、本市にしか提供できないデータや様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータなどの有用なデータについては、社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。

公開にあたっては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）等の趣旨を踏まえた上で、次のいずれかに該当するデータについては、オープンデータとして公開する対象から除外することとする。また、オープンデータとして公開する対象から除外した情報に対して公開の要望があった場合は、原則として除外理由を公開する。

ただし、対象から除外した情報についても、将来的なオープンデータとして公開の可能性を排除しないものとする。

ア 個人情報^{*1}が含まれるもの

イ 公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼす恐れのあるもの

ウ 法人や個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの

エ 具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないもの

オ その他公開することが適当でないもの

¹ 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

(2) オープンデータの二次利用に関する原則

オープンデータとして公開する公共データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 (CC BY) *2を適用する。

(3) オープンデータのデータ形式等

オープンデータとして公開する公共データは、機械判読に適したデータ構造及びデータ形式により公開することを原則とする。特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）や、検索や抽出が可能なデータ構造、データ形式とするなど、より活用がしやすいデータ形式等での公開に努める。

特に、構造化しやすいデータ*3は、より活用がしやすいデータ形式である CSV や XML 等のフォーマットでの公開を原則とする。

また、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式（PDF形式等）での公開を引き続き行う場合についても、テキスト検索や抽出ができるよう配慮すること。なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備状況を踏まえながら、可能なものから順次対応を検討する。

(4) オープンデータの公開環境

オープンデータとして公開する公共データは、原則として本市ウェブサイトを開示の基盤とする。公開したオープンデータは、本市ウェブサイトと連携したオープンデータカタログサイト*4により横断的な検索を可能とし、特にニーズが高いと想定されるものについてはAPI*5を通じた提供を行うなど、利用者の利便性を考慮した公開環境とする。

また、オープンデータの内容をグラフ等により可視化するダッシュボードの公開等により、データの活用を促進する。

(5) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

本市が保有する公共データのうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータとして公開する際には、その可否並びに範囲及び利用条件等の特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

(6) オープンデータの公開及び更新の頻度

オープンデータとしての公開、更新の迅速性が特に重要となる公共データについては、可能な限り、適時適切な公開、更新を行うとともに、データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新の時期を把握できるよう努める。

2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 (CC BY)

国際的な非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供しているライセンス規格・表示方法で、利用における条件や範囲等のルールを示す。「表示」は、原作者のクレジットを表示することにより二次利用可能であることを意味する。

3 構造化しやすいデータ

統計情報等の行列や階層による表現が可能な情報。

4 オープンデータカタログサイト

二次利用が可能な本市の公共データに関する情報の案内・横断的検索を目的としたウェブサイト。

5 API

データのやり取りを通じて、他システムの情報や機能等を利用するための仕組み。

5 オープンデータの公開・活用を促す仕組み

(1) オープンデータ・バイ・デザイン⁶の推進

行政手続き及び情報システムの構築、更新、運用等や行政サービスの提供を行う部署は、本市が保有する公共データを利用者がより活用しやすいデータ形式等で公開するため、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、その企画・設計段階から必要な措置を講じる。

システム調達に関する統制、適正化等を所管する部署は、最高情報統括責任者（CIO）の下、情報システムの適正な調達に係る協議に関する要綱等に基づき各部署の取組について必要な指導を行う。

(2) 業務の委託等により収受する公共データ

委託による業務又は協働研究事業等の成果物にオープンデータとして公開する対象となる公共データが含まれる場合、二次利用可能なオープンデータとして公開することを考慮し、活用しやすいデータ形式等納入に関する条件及び著作権等の取扱条件について、委託業務の仕様、契約条項、協定書等に明記する。

(3) 利用者ニーズの反映

利用者のニーズを反映したオープンデータの公開を進めるため、「官民ラウンドテーブル⁷」において把握された民間ニーズや「推奨データセット⁸」等を参考にするとともに、本市オープンデータカタログサイト等を活用した利用者ニーズの収集、把握を進め、本市として優先的に公開すべき公共データを検討し、可能なものから順次、公開を進める。また、既に公開しているオープンデータについても、可能なものからそのデータ形式等が利用者のニーズを踏まえたものとなるよう検討、取組を進める。

(4) 民間との協働による利活用の推進

利用者のニーズの把握とともに、オープンデータの活用の促進、創出に関する民間からの提案等に対し、その趣旨及び内容を検討した上で、その利用者等が行う取組に対する支援、連携を進め、また、協働・共創によるオープンデータの活用に向けた取組を積極的に推進する。

6 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改定していくものとする。

6 オープンデータ・バイ・デザイン

公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

7 官民ラウンドテーブル

民間ニーズに即したオープンデータの取組等を目的に、データ活用を希望する民間企業等とデータを保有する府省庁等が直接対話を行うもので、平成29年度より内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（当時）が開催。

8 推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を推進するため、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータ作成に当たり準拠すべきルール、フォーマット等をまとめたもの。